

平成 25 年第 3 回更別村議会定例会会議録(3 日目)

平成 25 年 9 月 19 日

1. 出席及び欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田 晃啓 書記 佐藤 敬貴
書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は、7 名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。 (10 時 00 分) 日程に先立ちまして、ご報告いたします。 久門尚二議員が 9 月 18 日午前 4 時、ご自宅でご急逝されました。あまりに突然の事で哀悼痛惜のきわみにたえません。 久門尚二さんには、村議会議員に当選されること 2 期におよび、その間、村政の発展に尽くされたご功績は、周知のとおりでございます。 ここに久門尚二さんのご冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。ご起立をお願い致します。 黙とう。 (出席者で黙祷を行う)
議 長	黙とうを終わります。 ありがとうございました。ご着席願います。
議 長	これより本日の日程に入ります。議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、議長において、1 番高木さん、2 番高橋さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。 松橋議会運営委員長
議会運営委員長	議会運営委員長報告を行います。議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 第 3 回村議会定例会の追加提出案件に関し、議長から諮問がありましたので、これに応じ 9 月 19 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいた

しました。

会期については、追加提出案件の状況などを考慮し検討した結果、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上で、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 委員長の報告が終わりました。

議長 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

日程第3、報告第3号、平成24年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

岡出村長

議長 報告を申し上げる前に、まず私からもこの度の久門尚二議員の急逝、大変残念なことでございまして、衷心よりお悔やみを申し上げる次第であります。今日の村づくりに多大なるご貢献を賜りましたことを深く感謝を申し上げますとともに、久門議員が目指しておりました福祉の村づくりに私どもも精一杯努めてまいっているものであります。

それでは報告第3号の説明を申し上げます。

平成24年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件でございます。

平成24年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて、別紙のとおり報告するものであります。

1枚めくっていただきます。

報告書でございます。

前記の文面につきましては、省略をさせていただきます、記の1でございますが、健全化判断比率であります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、計算上負数となるために、ここではカウントされておりません。実質公債費比率におきましては7.1%でございます、平成23年度より0.4ポイント改善されているということでもあります。将来負担比率につきましても、負数のためにカウントのないところでもあります。なお、備考につきましては、ご参照いただくものでございます。2の資金不足比率につきましては、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足が生じないということございまして、ここにはカウントされないところでもあります。

議長 以上、報告といたします。

説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終了し、報告済といたします。</p>
議	長	<p>日程第4、議案第40号、更別村職員の給与の支給の特例に関する条例制定の件を議題といたします。</p> <p>議案第40号について副委員長に審査報告を求めます。</p> <p style="text-align: center;">堂場総務厚生常任委員会副委員長</p>
総務厚生常任委員長		<p>第3回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、9月12日、村長等の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。</p> <p>その結果について報告をいたします。</p> <p>議案第40号、更別村職員の給与の支給の特例に関する条例制定の件は、国家公務員の人件費削減及び村財政状況に鑑み、平成25年10月から9か月の間の一般職の給与の特例支給を行おうとするものであります。慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、審査の報告を終わります。</p>
議	長	<p>これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。</p> <p>委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>議案第40号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。</p> <p style="text-align: center;">(ありませんの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論に入ります。</p> <p>委員長報告は、可決であります。</p> <p>これから議案第40号に対する討論を行います。</p> <p>討論の発言を許します。</p> <p style="text-align: center;">(原案賛成の声あり)</p>
議	長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>おはかりいたします。</p> <p>これから、議案第40号に対する委員長報告は可決であります。</p> <p>議案第40号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第40号は可決されました。</p>
議	長	<p>日程第5、議案第49号、平成25年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">岡出村長</p>
村	長	<p>議案第49号、平成25年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件</p>

でございます。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,984千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,178,469千円とするものであります。2項及び第2条につきましては、お目通しをお願い申し上げます。この度の補正に関しまして、主なものといたしましては、ただ今お認めをいただきました給与の削減に関するもの、子育て支援関係費の追加、社会資本整備総合交付金を活用しての住環境の整備、農業基盤整備交付金制度変更によります関係事業の減額、老朽破損施設の整備、その他繰越財源等の調整を行うものとしております。

なお、内容の詳細につきましては、三好副村長に補足説明をいただきますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、提案説明といたします。

三好副村長

それでは、補足説明をさせていただきます。

補正予算書の21ページ、補正予算給与費明細書からご説明をさせていただきます。

まず、1番目の特別職でございます。今回、共済掛金の率の引き下げがございまして補正予算をするものでございます。比較の欄を見ていただきたいと思えます。長等の部分で共済費119千円を減額するものでございます。補正後でございますけれども、給与費が56,966千円、共済費が12,463千円、合計しまして69,429千円となるものでございます。

次に22ページをお開き下さい。

一般職の総括表でございます。比較のところでご説明をさせていただきます。まず職員数ですが、1名減ということでございます。それと給与費の部分でございますけれども、先程、可決させていただきました給与の支給の部分と合わせまして、人事異動の部分ということで減額が生じてございます。給与の部分で比較のところでは5,838千円の減でございます。職員手当等で162千円の減ということで給与費が6,000千円の減ということでございます。共済費につきましても、先程、特別職のところでご説明しましたけれども、掛金の率が引下げになったということで、2,649千円の減ということでございます。合計しまして8,649千円の減でございます。補正後でございますけれども、給与費が397,140千円、共済費が82,795千円となりまして、合計しますと479,935千円となるものでございます。次のページ(2)給料及び職員手当等の増減額の明細等以下につきましては、ご参照いただきたいと思えます。

次に歳出の方のご説明をさせていただきます。

12ページをお開き下さい。

議 長
副 村 長

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費で5千円を追加するものでございます。追加後53,478千円とするものでございます。説明欄にあります(1)職員等人件費ということで、給与の削減、それから人事異動に伴う補正という内容になってございます。次に款2 総務費79,344千円を追加しまして、868,061千円とするものでございます。主な内容につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

13ページをお開き下さい。

説明欄の(3) 職員等人件費で、37,375千円を追加するものでございます。2 給料、3 職員手当等、4 済費等については、給料の削減それから人事異動に伴うものでございますが、19 負担金補助及び交付金におきまして、職員退職手当組合負担金で38,886千円を追加するものでございます。これにつきましては平成22年から24年の3か年分の退職部分で勸奨だとか調整額等がございまして、事前納付分が不足したもので、その部分を追加負担する内容となっております。次に(4) 北海道市町村備荒資金組合積立金、19 負担金補助及び交付金で5,000千円を追加するものでございます。これは備荒資金組合積立金普通分ということで積立てをするものでございます。次に目2 文書広報費でございます。説明欄(1)の文書事務管理費ということで、13 委託料で例規更新データ作成委託料1,417千円を追加するものでございます。次に14 ページに移らせていただきます。目9 住民活動費150千円を追加するものでございます。説明欄にありますように内容につきましては協働のまちづくり基金積立金ということで、寄付を原資に積立てをするものでございます。目10 財政調整基金費ということで35,000千円を追加するものでございます。内容につきましては、説明欄(1) 財政調整基金積立金、25 の積立金ということで35,000千円を積増しするものでございます。これにつきましては、平成24年の繰越金が112,361千円程ございまして、その半額を積立てるとということで、当初25,000千円予算を見てございましたけれども、60,000千円にするために今回35,000千円の追加をするものでございます。

次に15ページをお開き下さい。

款3 民生費16,473千円を追加して653,507千円とするものでございます。主な内容につきまして、ご説明させていただきます。項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費で12,952千円を追加するものでございます。内容につきましては説明欄にございます、(1) 児童福祉事業経費ということで追加するものでございますが、13 委託料で1つ目が認可保育所運営事業委託料で10,456千円を追加するものでございます。当初予算では65名ということで予算措置をさせていただきましたけれども、現在77名が入所しております。1年間トータルでならして72名分の予算を計上するというので、今回追加するものでございます。追加後は70,978千円となるものでございます。次に学童保育所運営事

業委託料で 2,496 千円を追加するものでございます。これにつきましては特別支援児童の増加がございまして、村の基準にあたりましてパート1名を増加することになってございますので、その部分の委託料の増加という内容になってございます。次に目2児童措置費で 3,895 千円の追加でございます。内容につきましては、説明欄(1)児童手当給付費等経費ということで、3,895 千円を追加するものでございますけれども、これにつきましては20扶助費で児童手当を追加するものでございます。0歳から中学生まで対象となりますけれども、出生数、転入数の増加によりまして今回追加するものでございます。追加後は 49,795 千円となるものでございます。続きまして16ページに移らせていただきます。款4衛生費 2,932 千円を減額しまして、332,114 千円とするものでございます。主な内容でございます。項1保健衛生費、目4診療所費で 1,517 千円の減でございます。内容につきましては説明欄(1)特別会計、診療施設勘定繰出金で減額するものでございます。28の繰出金でございますけれども、財源補てん分として 2,013 千円を減額するものでございます。これにつきましては人件費の減額分というような内容になってございます。施設整備分としまして 496 千円を追加するものでございます。これは国保診療所の正面玄関の部分でございまして、待合室が冬期間寒いということで防寒対策をすることによって追加するものでございます。次に目5保健推進費 99 千円の追加でございます。内容につきましては(1)保健指導活動事務経費ということで、19 負担金補助及び交付金におきまして、十勝圏複合事務組合運営負担金を追加するものでございます。これは高等看護学校のボイラーを交換するというので、各町村それぞれ負担するというような内容になってございます。次に項3上下水道費、目1簡易水道費で 1,372 千円の減でございます。内容につきましては、説明欄(1)簡易水道事業特別会計繰出金で減額するものでございます。28の繰出金で財源補てん分ということで人件費の削減等により繰出金を減額するものでございます。

次に17ページをお開き下さい。

目1下水道費でございます。142 千円の減でございます。内容につきましては、説明欄(1)の公共下水道事業特別会計繰出金で減額するものでございまして、28 繰出金で財源補填分ということでございまして、給料の減額等に伴う繰出金の減額でございます。続きまして款6農林水産業費 17,382 千円を減額しまして、324,163 千円とするものでございます。項1農業費、目1農業委員会費につきましては、これは給料削減に伴う減額でございます。目2農業振興費 19,777 千円の減でございます。内容につきましては説明欄(1)農業振興基金積立金ということで 1,000 千円を追加するものでございます。これは寄付、財源を寄付金ということで 25 の積立金で積立てするものでございます。(2)農業

整備対策事業で20,777千円を減額するものでございます。内容につきましては、農業体質強化事業ということで、事業制度の変更に伴いまして廃止されたということで全額を減額するものでございます。13委託料で3,096千円の減、15工事請負費で17,681千円の減ということでございます。目8プラムカントリー費で2,520千円の追加でございます。説明欄(1)プラムカントリー改修事業ということで、15の工事請負費で2,520千円を追加するものでございます。内容につきましては、すももの里にございます東屋でございますけれども、雪で茅葺の屋根が一部崩落していること、それから柱に腐りが入っているということで本年度全面改修しまして、来年のすももの里まつりに間に合わせていきたいということで事業を進めるものでございます。

次に18ページ移らせていただきます。

款7商工費、項1商工費、目3観光費で388千円を追加するものでございます。内容につきましては、説明欄(1)の情報拠点施設維持管理経費ということで、13の委託料で388千円を追加するものでございます。これにつきましては駐車公園を道から管理委託を受けておりますけれども、その部分での労務費単価が増加したということで追加するものでございます。次に款8土木費19,340千円の追加で574,652千円とするものでございます。主な内容でございますけれども、19ページをお開き下さい。項3住宅費、目1住宅管理費で18,270千円を追加するものでございます。内容につきましては、村営住宅等改修事業ということで、工事請負費で追加するものでございますけれども、予算資料を付けさせていただいております。予算資料の1ページでございます。上更別の団地4棟20戸につきまして、給湯ボイラーの設置、給湯管の新設、給水管の更新、混合水栓の新設ということで予定をしております。図面は次のページについておりますのでご参照願いたいと思っております。先程、村長の方からも説明がありましたけれども、財源につきましては社会資本整備総合交付金ということでございます。

次に予算書の方に戻らせていただきます。

款10教育費で8,252千円減額しまして、440,871千円とするものでございます。内容につきましては、人件費が主でございますので省略をさせていただきたいと思っております。

次に歳入に移らせていただきます。

8ページをお開き下さい。

款1村税におきまして、27,756千円を追加しまして、511,357千円とするものでございます。内容についてでございますけれども、項1村民税、目1個人におきまして、農業所得で約20,000千円、給与所得で7,000千円、営業所得で370千円程の追加、その他所得で4,400千円程の減額ということで、差引22,675千円を追加するものでございます。次に項2、固定資産税、目1固定資産税5,081千円を追加するも

のでございます。これは償却資産の申告が伸びたということで追加させていただくものでございます。次に款9 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税で89,227千円追加しまして、2,073,213千円とするものでございます。内容につきましては、普通交付税で追加する内容でございます。次に款11 分担金で46千円追加しまして、74,187千円とするものでございます。内容につきましては、項1 分担金、目1 農林水産業費分担金で2,957千円の減でございます。説明欄にございますように、農業体質強化事業分担金で減額するものでございますが、歳出でご説明しましたように事業廃止によるものでございます。次に項2 負担金、目1 民生費負担金で3,003千円を追加するものでございます。内容につきましては、説明欄にございますように、保育所の入所者の費用徴収金として追加するものでございます。歳出でご説明しましたので詳細は省略させていただきます。次に款13 国庫支出金で2,160千円の減でございます、168,949千円とするものでございます。項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金で6,390千円の追加でございます。内容につきましては、説明欄にございますけれども、児童手当の負担金2,722千円の追加、児童保護費の負担金3,668円の追加という内容になってございます。次に項2 国庫補助金、目3 農林水産業費国庫補助金におきまして16,500千円の減でございます。内容につきましては農業体質強化事業の事業廃止によりまして全額減額するものでございます。目4 土木費国庫補助金で7,950千円の追加でございます。社会資本整備総合交付金ということで、先程歳出で説明しました上更別団地の改修に伴う補助金の追加という内容になってございます。次に款14 道支出金、2,931千円を追加しまして、125,051千円とするものでございます。内容につきましては、項1 道負担金、目1 民生費道負担金で2,414千円を追加するものでございます。説明欄にございますように児童手当の負担金で582千円、児童保護費の負担金で1,832千円を追加するものでございます。次に10ページに移らせていただきたいと思います。款16 寄付金1,149千円を追加しまして、1,155千円とするものでございます。項1 寄付金、目1 総務費寄付金で149千円追加するものでございます。説明欄にございますように協働のまちづくり指定寄付金という内容でございます。目4 農林水産業費寄付金ということで1,000千円の追加でございます。農業振興基金指定の寄付金ということでございます。次に款17 繰入金でございます。120,000千円の減額でございます、48,355千円とするものでございます。内容につきましては11ページをお開き下さい。公共施設等整備基金繰入金ということで120,000千円の減でございます。これにつきましては財源確保が出来たということで基金繰入れを取りやめるということで減額するものでございます。次に款18 繰越金62,361千円を追加しまして、112,361千円とするものでございます。項1 繰越金、目1 繰越金

で同額でございまして、内容につきましては説明欄にございますように前年度の繰越金という内容になってございます。次に款 19 諸収入、257 千円を追加しまして、36,114 千円とするものでございます。項 5 雑入、目 5 雑入で 257 千円を追加するものでございます。説明欄にございますように、農業者年金業務委託金、試験販売収入、北海道町村会研修受講助成金において追加するものでございますが、試験販売収入につきましては、すももの実を活用しましてリキュールを開発するというので、酒造メーカーにすもものを販売した収入を計上しているところでございます。次に款 20 村債 25,417 千円追加しまして、597,626 千円とするものでございます。項 1 村債、目 2 臨時財政対策債ということで 25,417 千円を追加する内容になってございます。

次に 5 ページをお開き下さい。

地方債補正につきましてご説明させていただきます。

補正前と補正後の比較表をつけさせていただいております。今回の補正の内容につきましては、先程歳入でご説明させていただきました臨時財政対策債が 25,417 千円追加になりまして、補正をするものでございます。補正前は過疎債と合わせまして、572,209 千円でしたが、今回の補正によりまして 597,626 千円とするものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3 番赤津議員

3 番 赤津さん

歳出の方でこの児童福祉事業経費についてお聞きしたいと思えます。説明では当初 65 人が今度は 77 人と言われたかな、ということはずいぶん差でそれ位の人数の変動というのは、私は多いと思っているのです。なぜ当初とそんなに差が開く理由なのかなということが 1 点お聞きしたいと思うのです。それでこの財源については、国から来るのだから、村では結果として、これ見ると 4,000 千円位が村の持ち出しとなるのだけれども、補正予算そのものの考え方ということにおいては、どうもその当初予算がわずか何日も経たないのにそれ位のこととはどういう理由なのかなということが 1 点、それと待機児童が現在更別村にはいるのかいないのか。また、待機児童はこれからどんどんこういう調子で出てくると、またどんどん増えることになりますので、その辺の状況、今、待機児童というのは国も随分力を入れている分野なので、更別村の現状としてはどうなのか。

その 2 点についてお願いします。

議長
保健福祉課長

金曾保健福祉課長

保育園の関係の人数の算定でございまして、当初予算 65 人ということで算定しておりました。入所の申込み等の状況、また保育園の方の状況等を勘案しながら予算編成時に 65 人ということで見たとこ

ろなのですけれども、その後、働き始めるあるいは転入等で10人、更に病気ですとか、産前産後の関係で保育して欲しいということで4名の方が増加ということになりました。金額的には大きくなっておりませんが、その中で0歳時の方も新たに見て欲しい、保育して欲しいということで増えておりますので金額も大きくなっております。また、待機児童につきましては、保育園とも調整しながら極力と言いますか、待機児童がないようにということで、希望というか条件が合えば全て受け入れているという状況でございまして、今のところ村の中には待機児童はおりません。

以上でございます。

議長
3番赤津議員

3番 赤津さん

はい、わかりました。待機児童なしということでありまして。今年が開園から10年経って存在価値というか子供の教育の分野については随分充実してきているなというふうに思っております。ですからそういう意味では良いのですけれども、トータルすると1億円近いお金がどんどん今度は今、どんぐり福祉会の方に行っているという数字が出ています。ですからそのことを思うと、この補正予算を含めて出来ることなら当初でしっかりそういうのは予測しながらの予算付けというのは大事かなと思います。やっぱり補正っていうのは今、第7号か8号位で終わるのですけれども、でも中身は悪いけれどもやっぱりただ余った、足りない、ただ差引きだけの補正になっているのですよ。ですから、その辺はやっぱり補正の仕方という分野においては、メリハリのある当初予算がやっぱり生きるような補正をしなければいけないというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから、議案第49号、平成25年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件について採決を行います。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長

この際、暫時休憩いたします。

午前11時00分まで休憩いたします。

(10時45分)

議
議

長
長

休憩前に引き続き会議を開きます。 (11時00分)

日程第6、議案第50号、平成25年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村

長

議案第50号、平成25年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件でございます。

第1条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,067千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ488,721千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,517千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ414,594千円とするものであります。

第2項につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

まず、事業勘定の歳出から説明を申し上げます。

8ページをお願い申し上げます。

8ページは事業勘定の歳出でございます。

款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金31千円の追加であります。これは納付金の確定に伴いまして、31千円を追加するものであります。款9基金積立金につきましては、1,048千円を追加するものであります。これにつきましては繰越財源をもとに基金の積増しをさせていただくものであります。款10諸支出金でございますが、項3過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金2,988千円の追加であります。これにつきましては過年度の実績精算によりまして、超過分につきましては返納するというところでございます。

次に歳入7ページを申し上げます。

7ページは歳入であります。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金でございますが、9千円を追加するものであります。これは現年度分でございます。款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、4,058千円の追加であります。これは前年度の繰越金でございます。次に診療施設勘定の歳出を説明申し上げます。13ページをお願い申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,517千円の減額であります。これにつきましては、節2、3、4、7と人件費につきまして今般の削減ならびに実態に応じまして調整し、補正するものであります。15の工事費496千円に関しましては、待合室の寒さ対策といたしましてエアカーテンを整備するというところでございます。19の負担金補助及び交付金につきましては、40千円の追加でありまして、職員退職手当組合の負担金として追加するものでございます。

次に歳入12ページをお願い申し上げます。

12ページは歳入であります。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として、1,517千円を減額するものであります。内訳であります。財源補てん分として、2,013千円を減額いたしまして、その代わり施設整備分、これは先程申し上げました待合室のエアカーテン設置に伴います整備費といたしまして追加するものであります。14 ページからの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから、議案第50号、平成25年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7、議案第51号、平成25年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第51号、平成25年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,286千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ318,848千円とするものであります。2項につきましては、お目通しを願うものであります。歳出から説明を申し上げます。7ページをお開き願います。款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金におきまして、5,986千円を追加するものであります。これにつきましては、過年度分の精算交付金等と繰越金を財源といたしまして基金の積増しを行うものであります。款5諸支出金、項1過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金におきまして300千円の追加であります。これにつきましては、過年度実績精算によりまして、過払いを受けたものにつきまして今般、還付するものでございます。

次に歳入5ページをお願い申し上げます。

歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金におきまして554千円の追加であります。これにつきましては過年度分の精算に伴いまして追加交付されるものでございます。次に款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金でございますが、3,595千円の追加でございます。これにつきましても過年度分の精算金として追加されるものでございます。款5道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金につきまして1,760千円の追加であります。これにつきましても同様の理由でございます。款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして377千円の追加であります。これにつきましては前年度の繰越金となっております。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから、議案第51号、平成25年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8、議案第52号、平成25年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第52号、平成25年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,337千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,311千円とするものであります。

まず歳出から説明を申し上げます。

6ページをお願い申し上げます。

款1水道経営費、項1水道経営費、目1水道管理費で1,337千円を

減額するものであります。2の給与、3の職員手当、4の共済費、19の負担金補助及び交付金とございますけれども、今般の給料の減額及び実態に応じまして給与費を調整するものでございます。

次に歳入5ページをお願い申し上げます。

歳入でございますが、款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1,372千円の減でございます。これにつきはしては今般の補正によりまして、財源補てん分として減額をするものであります。款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金35千円の追加であります。これは前年度の繰越金35千円を追加するものであります。なお、7ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議長 (ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議長 (原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議案第52号、平成25年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、議案第53号、平成25年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第53号、平成25年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185,042千円とするものであります。

2項につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

歳出から説明申し上げます。

6ページをお願い申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきまして118千

円の減額であります。2の給料 67 千円、4の共済費 51 千円、それぞれ減額とするものでございますが、これにつきましては給与削減に関するものでございます。

次に歳入5ページをお願い申し上げます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金 142 千円の減額であります。これにつきましては給与の減額あるいは繰越金と差引きまして、財源補てん分として 142 千円を減ずるものであります。次に款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして 24 千円を追加するものであります。これにつきましては前年度の繰越金でございます。なお、7ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

以上、提案説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号、平成 25 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 10、意見書案第 8 号、道州制導入に断固反対する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番 松橋さん

4番松橋議員 意見書案第 8 号についての提案理由を申し上げます。

道州制導入に断固反対する意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

我々町村議会は平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年 4 月 15 日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行いま

した。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところであります。しかしながら、与党においては道州制導入を目指す法案の国会へ提出の動きが依然としてみられ、また野党の一部においては既に道州制の移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、我々の要請を無視するかの動きを見せています。

これらの法案は、道州制導入後国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかです。

多様な自治体の存在を認め個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであります。

以上のことから道州制の導入に断固反対し、別紙意見書を堂場議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案の理由といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議長 (ありませんの声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議長 (原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
これから、意見書案第8号、道州制導入に断固反対する意見書の件を採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、村政に関する一般質問を行います。
順次発言を許します。

7番本多議員 7番 本多さん
議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、あの、市街地活性化事業の核となります交流拠点施設の整備についてお伺いいたします。市街地活性化事業は言うまでもなく、

市街地における商店街を中心に豊かで活力ある地域社会の実現に貢献できるよう、地域住民の利便性の向上や交流の場の充実を図り、賑わいと活力のある市街地形成を目指すことを目的とした事業でございます。この事業の核となる交流拠点施設の整備についてですが、6月の定例会におきまして同僚議員が質問しているところでございますが、その時点におきましては商工会の中で検討されている内容が明らかでないことから、検討結果を受け、なるべく早い段階で村の方向性を示したいというふうにお答えされておりました。この度、先月の新聞紙上に取り上げられておりましたが、市街地活性化特別委員会におきまして、交流施設の構想がまとまり現在、建設費や運営方法について村と協議を続けているというふうに報じられておりました。私はこの施設の整備をしましても、市街地の活性化や購買力のアップにはつながらないというふうに思っております。むしろこれまで行われてきました各種購買事業、促進事業等を展開した方が効果的ではないかというふうに思っております。構想を見ますと、あくまでも商工会が中心の事業となりまして、建設費それから管理運営は商工会が行い、村が支援する形、これは民設・民営だというふうに思うのですが、そういったことが私は望ましいのではないかと考えております。

そこで事業主体、管理運営方法等も含めて村の考え方をお伺いいたします。

議 長
村 長

岡出村長

市街地活性化事業の核となる交流施設の整備について、本多議員のご質問にお答えを申し上げます。

市街地活性化事業については、市街地が地域住民等の生活と交流の場であることを踏まえまして、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある形成を図ることが、重要と思っております。

こうしたことから、平成22年度に、関係者のご協力をいただき、市街地活性化実施計画を策定し、鋭意事業を進めてきたところであります。

計画の中で、仮称、交流拠点施設につきましては、商工業の振興策の観点から早期整備を予定したものでありますけれども、事業用地の取得が進まなく、また、代替地等、種々検討を致しましたけれども、メインの本通りでなければ事業効果を上げることが難しいということになってきたわけでありまして。

その後も、将来的にも市街地中心部の環境改善を図るべく、粘り強く地権者と交渉した結果、本年2月によりやく取得となったところであります。

しかしながら、異常な円高、デフレ傾向が続きまして、経済の低迷等によって商工業を取り巻く環境が年々厳しくなる情勢等を鑑みまし

て、地元消費の拡大、販売促進に力を入れてきたこともございまして、計画の再考も必要と判断し、村として計画を一旦白紙にしたものであります。

その後におきましても厳しい商業環境に危機感を持ちます商工関係者によりまして、交流拠点施設の実現の熱意というものが大変高うございまして、自ら計画等を進められまして、計画素案の概要といたしまして、新聞報道の通りまとめられ村に報告をいただいたものであります。

この計画素案につきまして、7月の下旬に、商工会関係者と意見交換をさせていただきましたけれども、私からは6月議会定例会、一般質問におきまして、同僚議員にお答えをいたしましたとおり、より自由な利活用によって効果を上げていくためにも「民設民営」の考えをお話し申し上げ、ご検討いただいた結果、ご理解を賜ったところでございます。

現在、この基本線を基に、建設計画、運営のあり方等について鋭意ご検討が行われているところであります。

そこで、事業主体となります商工会でありますけれども、商工会は商工業の振興対策や指導事業を主な事業としてございまして、経済的団体とは異なり、この種の事業にあたりましては特に資金的に厳しい組織であるわけでありまして、計画の実現には、公共的な利用の高いもの、あるいは商工業の振興に資するものにつきましては、村からの助成支援を講じなければならないところでありまして、国の財政制度等の活用を図りながら、対応していきたいと考えているところでございます。

計画の内容が具体化した段階におきまして、議会をはじめ村民に説明を申し上げ、商工会と連携の上、進めてまいりたいと思っております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

7番 本多さん

答弁大変ありがとうございます。

こういった施設は公共的な部分もあるわけですが、やはり民設民営の考え方で検討されているということで、私も同感だというふうに思っております。そうでなければ多分、住民も理解は得られないのではないかなというふうに思っております。それでこの施設ですが、数年前から何回かこういった構想が出されておりました、またあの村の方に要請もあったかというふうに思いますが、その時点では商工会事務所が入っていたわけです。今回、この構想の中には自分の見る限りでは商工会事務所というのはなかったかなというふうに思っているわけですが、この事務所が今回の構想の中に入っているのかどうか、その辺をちょっと確認したいと思っております。

議 長
7番本多議員

議 長
村 長

岡出村長

やはり今後の商工業での振興のための活動として当然、商工会もそこに入れてもらい、十分この交流拠点施設を活用していくということにしなければ、この効果を発揮することは出来ないと思いますので、当然、商工会の事務所、そして地域住民に資するような交流拠点としていくことが私は望ましいと思っておりますので、商工会とその辺を十分協議しながら進めてまいりたいと思っております。そしてなるべく早い時期にこれをまとめて、出来れば年内に説明を申し上げ、年明けの行政懇談会等々に説明し、新年度に反映出来ればなど思っているところであります。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

商工会事務所も入るということですが、今までもこういった構想があっても立ち消えになったということは、やっぱり商工会の資金不足というか、そういったことからだというふうに思いますが、今回あの商工事務所が入るということで、それなりの応分の負担をいただかなければ、今回もなかなか難しいのではないかなというふうに思っているわけですが、商工会員の皆さんが100名おられるわけですが、やっぱりそれぞれの中で負担をしていただくのがベストではないかなというふうに思います。そういった中で事務所が入って、そしてその後、運営管理も村としても委託出来るというふうに思うわけですが、これは早いうちにやるべきだというふうに思っておりますけれども、どの程度までにやりたいというふうに考えておられるのか、その辺を伺いたいと思います。

議 長
村 長
議 長
7番本多議員

岡出村長

質問の明確なところをひとつよろしくお願いします。

7番 本多さん

早期に私達も商工会の皆さんと交換会をしたところですが、本当に早く作ってくれと言われておりますよね。そういった中で、村として開始というのはいつ頃のことを言っておられるのかちょっとお伺いします。

議 長
村 長

岡出村長

先程、答弁で触れましたけれども、やはり早く煮詰めて年内に素案と言いましょか、構想を固めて議会にもご説明申し上げ、そしてできれば区長会議等にも説明できればと思っております。そして、年明けに各地区の行政懇談会がありますので、その場でも村民の方々にご説明をして意見をいただいて、新年度予算に反映し、平成26年度に建設出来ればなど私は思っているところであります。何せ計画づくり、ちょっと急がなければなりませんけれども、鋭意進めてまいります。

議 長

2番 高橋さん

2 番高橋議員

通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思ひます。

私は1点でございますけれども、質問事項といたしまして、高齢者の交通事故増加と行政の対応について質問させていただきたいと思ひます。

全国的に交通事故死者数は減少傾向にあるものの、高齢者65歳以上の割合が高くなっているのが現状であります。被害者だけでなく、事故の原因者、第一当事者になるケースが増加傾向であります。十勝でも例外ではなく、第一当事者を世代別に見ると、これは2007年から2012年でございますけれども、65歳以上の割合は22.5%、昨年の1年間で見ますと24.7%と全体の4分の1を占め、死者数におきましては16人のうち半数8人が高齢者であったということでございます。事故の要因については前方不注意、安全不確認、加齢による注意力と判断力と衰えなどが大きな原因だそうであります。また、歩行中の事故について最多は乱横断、要するに道路を横断歩道じゃなくて斜め横断するとか、まあそういうことでございますけれども、そういうことが原因になっております。高齢者の犠牲になる原因は横断歩道以外の場所を横断したり、交差点を斜めに横断したりする乱横断が最多となっております。村内におきましても、25年1月1日から平成25年8月29日まで、事故件数4件、当時者数におきましては8件、そのうち死亡者数3人、高齢者は2名となっております。村でも生活安全推進協議会の中でも様々な高齢者に対する活動を行っておりますけれども、私は更なる高齢者に対する安全知識の啓発が必要と考えますが、村長のお考えを伺いたいと思ひます。

議 長
村 長

岡出村長

高橋議員の高齢者の交通事故増加と行政の対応について、お答えを申し上げます。

まず、全国的な状況を申し上げますと、昨年度の交通事故による死者数は、全国統計で、4,411人、うち65歳以上の高齢者が2,264人を占めまして、全体の51.3%に達しております。

また、高齢者の死亡事故の状況を見ますと、歩行中が約半数となる1,109人、二輪車を含め乗用車等の運転中が約25%の597人、自転車乗用中が約15%の364人となっております。

事故原因には、対車両側の違反ケースもありますけれども、高橋議員ご指摘のとおり、事故に繋がる最も多い要因は、歩行者の横断歩道外による横断や、斜め横断等の横断違反、あるいは自転車乗用中の前方不注意や一時不停止による安全不確認によるものであります。

本村において、交通事故の撲滅に取り組んでおりますけれども、残念ながら今年1月23日と6月30日に、70代の高齢者2人を含みます3名の方が犠牲となる重大死亡事故が発生してしまいました。

特に、死亡交通事故の悲しみは、加害者と被害者の区別無く、その

方の家庭等に深い傷跡を残し、生活を一変させてしまうものであります。尊い命を守るために、日頃から交通安全に対する啓発活動の必要性を感じるものであります。

村といたしましても「第9次更別村交通安全計画」に基づく、高齢者に対する交通安全教育を推進するため、本年度、交通安全対策、防犯対策を強化するため、組織の改変いたしまして「更別村生活安全推進協議会」等の関係団体とですね、警察の連携による、交通安全通行に資するため実践的技能及び交通ルール等の知識を習得する事業として、老人クラブ、高齢者学級における交通安全教室の開催、反射材の活用等の交通安全用品の普及に努め、個別には、安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大に努めているところであります。

また、3月17日に開通いたしました帯広・広尾自動車道「更別IC」の開通に伴いまして、増加した車両から子どもやお年寄りを交通事故から守るため、交差点での交通指導やパトライト作戦、チラシや村内放送による啓発活動等、様々な取組みを進めまして、5月には十勝総合振興局や警察などと連携をいたしまして、市街地の住宅を訪問し、高齢者への安全運転への呼びかけ宣言をしてもらおう主旨の宣誓、宣言書を集めるとか、「十勝安全運転呼びかけ宣言」キャラバン隊を実施しているところであります。

昨年十勝では、16名の方が交通事故で亡くなっており、うち8人が65歳以上の高齢者、更にその半分の4名が自転車を運転中ということから、村として、二度と交通事故が発生しないよう交通安全村民集会等を開催し、更なる啓発活動を進めたいと思っております。

しかし、高齢者全体に呼びかける取組みは可能であるものの、個人の身体機能の変化に応じた個別の安全指導には、限界がある訳であります。釧路方面本部が実施いたしました、高齢運転者100人の聞き取りアンケートで、53人が「家族から交通事故に注意するように言われ、安全運転に留意した」と回答してございまして、大切なことは、個々の高齢者と近い立場にある「家族や地域」の皆さんが、それぞれの立場で交通安全の啓発に努めていただくことが、大変重要であると考えられるところであります。

今後とも村民の皆様方のご協力を賜りながら、交通事故の撲滅活動を知恵を絞りながらですね、鋭意努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えと致します。

2番 高橋さん

ご答弁ありがとうございました。

なかなかその家族で自分の父親なり何なりに危険だと言っても本人は大丈夫っていうか、意識がまだ大丈夫だと自覚の中で運転していて事故に遭うということもありますし、また生活安全推進協議会ですか、

議長
2番高橋議員

村長の答弁にありましたけれども、高齢者安全運転体験講習とか帯広第一自動車学校に行って昨年も12名参加とか、また夜光反射材の配布とか、交通安全啓発の高齢者向けの配布、また末広学級におきましては駐在所所長の講話ということで行ってはおりますけれども、その中で高齢者の交通事故が多いということでもあります。ある新聞の記事に載っておりますが、これは帯広交番の話かと思っておりますけれども、まあ色々警察も模索した中で何が一番良いかという、やっぱり個別訪問してひとりひとり年寄りに安全知識を啓蒙と言いますか、そういう指導が一番効果あるということで新聞に載っております。この巡回連絡というのは日本の警察が世界に誇る交番駐在所の地域業務ということで行っているということで、大変あの有効だとお聞きしております。また、このことについては警察の本署にも電話して確認いたしましたけれども、警察では全戸をなかなか訪問出来る時間がないと言いますか、人数もおられないということで、それでは警察が住民に対する啓蒙も必要ですけれども自治体と警察とどちらが啓蒙の意識の重大さがあるのですかとお聞きした中では、行政の方が警察はその地域の啓蒙に関する意識は強くしていただきたいというご意見も聞きました。更別の駐在所にも聞きました中では、ある程度、個別訪問をして巡回啓蒙はしているということではございましたけれども、一人ひとりというのは、なかなか行政でも巡回してお年寄りに啓蒙のお話をするというのはなかなか言いづらいというか、大変かなと思っておりますけれども、行政と言いますか行政区と言いますか、その中でも含めて、出来れば家庭を訪問してお年寄りに本人は大丈夫だと意識はあるのですけれども、全て知力も衰えているし、機敏さも衰えているというようなことをやっぱり自覚してもらうようなことを言うのが大事なかなと思っておりますので、その辺のお考えはどう思いますかということで質問させていただきます。

議 長
村 長

岡出村長

更別村の高齢化率は26、27そして数年後には30%、こういう実態にあるわけであります。そして私どもも65歳近くなって鈍くなっているということなのです。そこで個別訪問をすると、これはこれからの社会上、検討していかなければならないと思っているところでありますし、こういう高齢者社会と交通網、これはスピードを重んじられる交通体系、この整合性を図っていかなければなりませんので、この辺のことを十分わきまえて各団体にも協力をいただきながら先程申し上げましたけれども知恵を絞ってやっていかなければならないと思っているところであります。この問題は私も深刻に考えております。他の団体とも連携しながら努めていきたいし、2度と死亡事故が起きないように努めていくのが私どもの役目だとも思っているところでありますので、またございましたらご指導賜りたいと思っております。

議長
2番高橋議員

2番 高橋さん

本当に本人の自覚があればいいのですけれども、大丈夫だという自覚で元気のいい人は活力ある人程、馬力が良いですから、事故に遭った時は事故の重さが大きいというようなことが伺われるので、その人に判断力が落ちているという意識をやっぱり持つてもらうというのが1番かなと思うので、いくら全体で交通安全週間で活動しても、なかなか個人には行き渡らないというのが現状かと思うので、まあその辺を本当にいかに考えるかということなので、先程申しましたとおり、家族が1番なのですけれども、家族と言いましても自分の親となかなか言い合いになったり、そういうこともありますので、やっぱり行政あたりがある程度相談を受けた中で、そういう人がおられたら意識を高めてもらうという活動が1番であると思いますので、その辺よろしくお願いを申し上げまして最後の質問にさせていただきたいと思いません。

議長
村長

岡出村長

私も先程申し上げましたけれども、この問題は本当に粘り強く、また積極的に進めなければならぬと思っております。高齢者が集まる集会等には必ず交通安全に気をつけていただくように話してございすけれども、なお踏み込んでお話をさせていただきたいと思ひますし、交通安全規制標識、これがなかなかつけてもらえないということもございすので、なお交通規制標識の設置について、公安の方に呼びかけて、またお願いしてまいりたいと思っております。またこの問題については特に悲惨な状況だとか、こうなったらこうなる恐れがあるということで写真やスライド等も活用しながら訴えていくことも必要だと思っておりますので、今後そういう事例集も紹介しながら講習会等を開催することを検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

議長
議長
議長
4番松橋議員

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。(11時50分)

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。(13時30分)

4番 松橋さん

通告に基づいて一般質問をしたいと思います。

今回は第5期更別の農業振興計画について、若干私の疑問に思っていることを質問なり議論したいと思いますと思っております。

農業の問題につきましては、私、この立場になりましてから村長と何度か質問のやりとり、その政策についても論じてきたわけで、今回この春私どもに示されたこの中期計画を読ませてもらって、一部農作業事故等の問題もありまして修正をお願いしたのですけれども、やはりこれが村の農業の過去これから5年間の基本の政治政策、それから施策についてもこれが基になるということはこの通りだと思います。

農協も今年の春に6次計画を立てまして、その相違点もあまり認められないというお考えでしょうけれども、やはり今近々に中国、韓国とのFTA、TPP問題が控えている中で、果たしてこれで良いのかなあと私自身が疑問に思っていることを1回議会に報告されまして、君たちも了解しているのでないかということでもちょっと質問にも躊躇がありました、あえて質問していきたいと思っております。

それで第5期更別村農業振興計画では、農業粗生産額、農業の所得目標を現状維持としていますが、農水省は2014年度概算要求で、強い農林水産業を掲げ重要項目といたしまして、担い手の農地集積・集約化、担い手の育成、構造改革の推進等、9項目程度を挙げて予算要求をしております。それで第5期更別の農業振興計画では、耕作面積・農家戸数とも微減で農業粗生産額を105億円、農業従事者1人あたり410万円。昨年、豆類も豊作でJAの総会の報告書にも111億8千万円、まあこれよりもずっと下なので、通年になると100億円が目標で来ているわけでありましてけれども、去年が特別な年というか、豆類の豊作に助けられたということで、まあそれは別にしましても29年度、今年も入れて5年ですけれども、その計画が下回る計画では、その題字にありますように、魅力ある農村づくりの計画とはちょっと言えないのかなと思っております。

それから農家戸数は非常に厳しいことなのですけれども、現在JAの組合戸数が24年度末で227戸、それで目標年度に228戸にしております。そこでもギャップで、それでももちろん組合員以外も数件ありますから、だからそれにしてもちょっと疑問を持たざるを得ない。ということは団塊世代のリタイヤ、それからこれの報告にありますように約50%弱の農家で後継者が決まっていないという中ではかなり厳しい目標戸数ではないかなと私自身は危惧をしております。

それで農業を取り巻く様々な課題はもう先程も述べましたようにTPPの交渉も始まっておりますし、それから諸外国とのFTAもだんだん進んでいく状況で待ったなしだと思っております。で、より大胆な目標の設定が必要でないかと、それは不可欠であると私は思っております。それで農業粗生産額、所得もやはり現状の20%アップ、計画をそういう増加を目標とした施策を立てて、その各種政策の推進を進める考えはありませんかと。それで私の方で4点程ちょっと述べさせてもらおうと、まず戦略的作物の導入を検討する組織、今この推進会議が主体となっていることは承知しております。ですが、やはり近々もう5年後、まあ例えばTPPで10年関税を若干ずつ減らして保証すると言われても、それでも10年はすぐ来ますから、早急に村内の人、村外の人、地域人も含めた中で一応更別の農業について将来どうあるべきかというような組織の設立のお考えはないのかと。

それから2つ目として、どちらにしても農家人口も減ってきますし、

高齢化は農家ばかりではない全体の問題ですけれども、外部労働力に依存しなければ更別の大規模農業は維持していけないでしょう。それで現状あります農業労務者受入協議会、まあ詳しくは調べてはいないのでけれども、なかなかここもおそらく人の入れ替わりがなくて本当にお年寄りが頑張っているかなと理解はするのですけれども。

それからもちろん今活躍していますコントラクター、これをもっともっと充実するお考えはないか。要するにもう家族労働力で考える農業じゃないでしょうというようなことです。

それから3番目。技術と情報の共有化です。実は試験圃がなくなりまして、理由としては試験圃にお金をかけて作っても、見に来る農家の人が少ないという説明を1回受けたことがあります。それから試験圃ばかりでなく展示圃、そういうものの復活のお考えはないのかと。これはもうやはりこれから情報化・技術化の時代ですから、残された農家がやはり皆さんが大体レベル均等、それから情報も素早くという気持ちでこれも提案させていただきます。

それから4つ目。この開発の跡地については少々問題があるのでしょうけれども、せつかくあそこに職員宿舎等が残っていましたので、あのようなものを活用した農業従業員とか、新規就農者、この新規就農者っていうのは、ちょっと期待したいのですけれども、例えば農業従業員だ、農場の従業員でありまして、将来その跡継ぎになる可能性、この振興計画に初めて村とJAが協力しまして、農家をそっくり移譲しまして1回目に成功して頑張られているのですけれども、その計画がどこにも謳われていない。例えばあるいい例ですけれども、浜中町は3分の1の酪農者が新規就農者である。広尾町もかなり。そういうもので維持をしていかなければ、これからやはり農家戸数、それから生産力も上がっていかないと僕は思っているのです。やはり食事賄い付きの単身者がこういうことになると思うのですけれども、なかなか夫婦は無理だと思うので、そういう人達の定住住宅と言いますか、一人前になるまでそういうところでちょっと努力してもらって技術を勉強するというような形で、この4点をまずお聞きしたいと思っております。

議 長
村 長

岡出村長

松橋議員のご質問にお答えを申し上げたいと存じます。

第5期更別村農業振興計画につきましては、更別村農業経営・生産対策推進会議において、昨年度JAさらべつの第6次中期5か年計画と計画内容の整合性や農業者の経営実態、農家戸数、年齢構造等を鑑みて策定をいたしまして、本年度計画の1年目となったところであります。

主要作物の面積及び生産目標値におきましては、平成24年度実績と同程度の目標値となっておりますけれども、ご質問の中にもございま

したけれども、平成 24 年度実績というものが、ビートの低糖度等を除けば非常に良かったという状況がございますので、計画策定時においてそのことも議論し、実現可能な数値として設定いたしましたところであります。この計画を確実に達成するためには、常に農家をはじめ各組織において目標を高めにして努力しなければならないものでありまして、議員ご質問のとおり挑戦的な考えが必要なわけでありまして、

戸数のご質問もございましたけれども、今、年齢等を考えますとどうしても減っていく。その分を既存の農家でカバーしていかなければならないという実態にあるわけでありまして。もちろん今後の TPP や FTA によっては生き残りをかけてという言葉が私は好きではございませんけれども、更別農業を守り、戦略的な農業を展開していくために、大胆な見直し等が当然ながら必要と思っております。こうした情勢を踏まえまして、常にご質問の戦略的作物の導入等の検討は必要と思っております。大規模農業の輪作体系を維持する作物に関しては消費・流通網の整備、集出荷施設の整備等、国・道レベルの対策によらなければならないところでもありますけれども、市町村レベルの戦略的作物は、我々の努力によって進めなければならないと思っております。そこで公的な組織について再検証も必要と思っておりますけれども、今後、大小に関わらず、新たな戦略的取り組みにつきましては、JA をはじめ農業組織、研究グループを問わず、その積極的な推進を図るためにも、組織の育成、開発研究費、新作物製品のピーアール、それから販路拡大等について有効な抜本的な対策が必要と思っております。これは検討いたしてまいりたいと考えております。こうした戦略展開に当然必要となります外部労働力の確保、受け入れ協議会のあり方等についても本当に現状限界に近づいておりまして、これはいかに常雇いの方に持っていけるか、現実可能な方策について組織連携の上に検討を深めなければならないと思っております。

法人商工業の定住化・正規職員化の推進のためというものは平成 25 年度から村の助成措置も講じてございますので、そういった形で支援を考えて行かなければならないと思っております。

また、技術、情報の共有化のため試験圃場の復活に関しましては、これはかれこれ 7、8 年になりますけれども、一度関係者におきまして十分協議をし、また行政懇談会等にて説明の上、閉鎖を決めた試験圃場でありますので、私は特産品作りのためにも必要と考えて、これまで利活用策を求めてまいったところがございますけれども、村だけが行うことの難しさを感じているところであります。再度、農業団体と協議をさせていただいて、方向性を出してまいりたいと思っております。その上で、村単独での活用を可能にして必要なものにつきましては、これからも活用してまいりたいと考えておりますけれども、先

程申し上げましたとおり、戦略的な取り組みに、J A、農業組織、グループ等の積極的な活用に期待するとともに、これは協力を惜しまないものであります。

また、開発跡地を利用して、農場従業員、新規就農者のための定住化促進住宅の整備に関してでございますけれども、当地の施設の活用計画段階におきまして、このことにつきましても協議を行ってまいりました。関係団体におきましては、必要性がないとのご判断でございましたので、村単独でのこの種の宿泊施設の設置運営は、酪農ヘルパー、他団体従業員等のバランス上からも難しいと言わざるを得ないものであります。私は農業研修・宿泊施設について、関係団体・組織が優秀な人材の確保、農業労働者の安定確保に本当にこれは必要だとする場合は、旧施設を一時的に活用するのではなくて、若者が魅力的な村づくりに意欲を持って取り組めるような住環境づくりを大胆にしていかなければならないと思っております。現状はこれまで利用をいただいておりますけれども、公営住宅、民間賃貸住宅の利用を最優先していきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長
4 番松橋議員

4 番 松橋さん

意見の合うところと、それから相違点とあるのは、致し方ないということではありますが、戦略的作物と言いましても、このビートとか小麦の作物ばかり言うわけではなくて、例えばいつも私が疑問に思っているのですけれども、マルハニチロの工場がうちにありますよね、本社機能を持った。そことの接点は私も農業者としても全然見えないのですけれども、これからの農業を考える場合に、ここに本社施設のある大規模施設、なぜそこ手を組んで、これは村だけの問題でなくて、おそらくJ Aと農業団体との関係もあるのでしょうか、それは非常に1点疑問に思っていることと、それと皆さんもご承知かと思うのですけれども、私も十勝和牛の役員をしていて、今、認証登録を受けまして、9月20日まで帯広市内でもやっぱり地場消費しようということで20店舗程が十勝和牛を全部使いましょうということを出しています。それでちょっとこの元職員さんとも論じたことがあったのですけれども、どこにでもある焼肉屋さんとは言わないのですけれども、オージービーフやらアメリカビーフやらを食べさせる焼肉屋さんたくさんありますけれども、今、団塊の世代っていうのが夫婦でお金もあって割と旅行もする。それで協和の高台は本当に眺めが良いですね、カントリーパークから見ますと。あのような所に1人最低でも5千円から1万円取れるような、それで十勝和牛ですよ、そういうレストランの建設とか、そういうことが戦略的作物、そういう発想が1つ持てないのかなと。それから受入協議会とコントラクターはあんまりちょっと質問があれしたのですけれども、これの支援というかも

う少し組織の充実というのは村長も私も同じ考えだと先程もらっていますのでよろしいのですけれども。それから試験圃はお前さん方が見に来ないから止めたのでないかと。経費もかかると言いますが、別にあそこの今トラクターBAMB Aをやっている所で一坪二坪でなくてもやり方はあるのです、お金をかけなくても。例えば農家に委託したり、農家の3ヘクタール、4ヘクタールの技術者がいればそこで展示圃作することは可能なのです。例えば減収するなら減収すればいいだけの話ですから。以前やっていたように庭みたいところで作ってみてもこれは更別に合わないのですから。例えば今年、産文でもちょっとまわりましたね。それで麦の病気が多かったのですよね。普及センターもちょっとこの十勝の所長とも話したことがあるのですけれども、人員はどんどん削減で減らされるよと。で極端な話、車まで取り合いになる場合がある。それは道も厳しいですから、職員の採用も補充も人件費、車の方もそういうことなので初めて分かったのですけれども、ですから例えば民間の方が薬屋さんや農薬屋さんやそれから牛の方も製薬会社さんの方が早くて、上手にその情報をもらった人はそれでセーフかもしれませんけれども、例えば麦は更別村の製品は全部混ぜて売るわけですからね。ちょっと僕が失敗して皆に助けに来てというわけにもいかないし、それを混ぜるためにも良いものが駄目になりますから。だからそういうことの共有化をすると、やはりもう少し行政の問題かJAの問題かはちょっと別な気がしますが、その辺がちょっと気になります。

それから開発跡地については、組織で話をしたら必要ないと言われたそうなのですが、それで組織というのは、おそらくこの更別村農業経営生産推進会議のことかと思うのですが、私はこれにも若干疑問があるので、役場のもちろん課長さんも入っていますよ。JAの課長・部長も入っていますよ。農済も入っていますよ。更別村は網羅していますよ。それは理解しますよ。でも今回これに入っていていただければ、まあ例えば他の町村は言えませんが、どこの町村も5か年の農業計画を立てた時に農家戸数の減少はこれはもう必然的に厳しい、これはあんまり数字として出すのは厳しいところはあるかもしれませんが、売上高についてはみんな2割とは言いませんけれども、1割5分から上書きますよ。そうでなければ経費が例えば2割円安で農耕飼料が上がっていますね、燃料が上がっていますね、肥料が上がっていますね。それでは所得確保にはなりませんからね。その辺の疑問点をこの場ではなく、JAからしたらお前さん言えればいいじゃないかと言いますが、ちょっと僕が離れてみてから思いますけれども、そう思います。ですから中札村と更別村だけは播くものがないからビートが全道でどんどん減るのに**プラスだ**。それは政府に協力している、中央会に協力しているのかもしれ

ませんけれども、実際は作るものがないのではないのかなと、そこで一番大事な戦略的作物、例えば黒毛和牛の振興をするのであれば、大衆肉じゃないですから、やっぱりレストランの建設ということぐらいひとつ考えて皆に広く出資を求めて、十勝和牛のブランドと一緒に進んでいくとか、そういうことが戦略的経営だと僕は思っていますけれども。もしお考えがあればお願いいたします。

岡出村長

何点かご質問をいただきました。その中でマルハニチロとのことは私も大変重要なことだと思っていますので、農業組織との仲立ちみたいな感じで今までありますけれども、これはちょっともっと機密に連携出来るように私ども努めてまいりたいと思っています。

それから農業労働力の確保につきましては、本当に厳しい情勢になってございますので、これにつきましては先程も申し上げましたとおり、欲しい時に労働力を確保できるという情勢にないわけですね。ですから、やはり前からも申し上げておりますけれども、法人化に踏み込んでいただいて戦略的な展開をして欲しいなと思っていますところであります。そのための新規就農の支援だとかについては村として定住化のこともございますので、精一杯努力していかなければならないと思っています。

それから普及センター、道の予算も削られまして、病気等については民間の業者の指導の方が早いということを目にするわけでありまして、やはりこのことについても道の方に、やはり一年一作という極めて緊張感のある経営をされているわけでありまして、この辺のことは私どもも道の方に強くまた申し述べて、改善を求めてまいりたいと思っています。上高について伸ばしていないのはおかしいということでございますけれども、国際的な情勢から言って、農産物価格を高く販売することには情勢としてはならないのですね。これはいかにコスト低減、省力化を図っていくか、先程の初回のご答弁でコントラクターのことがちょっと答弁漏れのこともございますけれども、コントラクターの育成は本当に重要なことだと思っていますので、私ども必要な経費については支援をしてまいりたいと思っています。それから戦略的な生産から消費まで、黒毛和牛のことを例に出されてご質問をいただきましたけれども、そのような展開をされる場合は、私どもこれから過疎対策というもののあり方については、これからどんどん変更になってきますので、その辺のことも見極めて可能になるような取り組みをしてまいりたいなと思っています。そしてやはりノウハウを持った民間が積極的に取り組むことがこういうのは大変重要なことですので、私の口から言うのはおかしいのですけれども、行政がこれをやったらいいかとやって成功した例はほとんど無いのですよね。ですから私はもう先程来、答弁

させていただいておりますけれども、やる気のある農業組織、グループ、そしてJAもそうですけれども、その方々が取り組む、頑張るということについては、私は今まで基金も積んできましたのでどんどんそちらの方には投入していきたいなと思っているところであります。

答弁漏れのございましたら、またご質問をいただきたいと思っておりますけれども、本当に関係者の危機感、これがやはり大切だと思うのです。私はもう常にもう心臓を悪くするぐらい危機感を持っておりますけれども、どうも今までの生産が順調でありましただけに、ここに来ての危機感が不足しているのではないかなという感じもしますので協議会等を通じて心、気持ちを引き締めて頑張りたいと思います。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

何回か僕の立場になってから組合長と論じていますけれども、考えは共通しているのですけれども、ただ現実に困っていないのではないかな、そんなに農家は困っていないのではないかな、皆豊かにやっているじゃないかな。だけど風前の灯というか、外圧がもう迫っていますから、黒船来航なのですから、やはりこの推進会議については、予算をつけて、この位の予算で僕は間に合うのかなとJAも調べたら75万円だか85万円出していますよって、果たしてこれで、よりもやはり人の問題だと思えます。やはり推進会議もある程度もう古くなっているとすれば、体質改善というのにも必要かなと僕自身は思っております。それで村長と私とはどうしても平行線なので、議長のお許しが出たら、若干農業委員会長に通告していないのですけれど一言だけちょっと聞いてよろしいですか。議長のお許しがあるかどうかなののですけれども。そんな難しいことを聞くわけじゃないのですけれども。

議長
4番松橋議員

通告していないので、どのようなことを聞かれるのか。

そうしましたら内容だけ、答える答えないは別にして。

実は新聞に、先般、秋田の農業法人が本別で大豆を来年度250ヘクタール栽培する、TPPに備えてという大きく出ていました。それで将来は1,000ヘクタールにしますよと。そしてちょうど更別村と同じ耕作面積位です。1万ちょっと、1,000を切る位、ということはその農業法人に1割が大豆だけで作られる。それは来年250ですから、これもすごいことなののですけれども、それで更別村は今この中期計画を調べますと、小作の面積が1,600で動かないのですけれども、更別村の人ももし小作の人がお前さん方の色んな安く貸しているなら生産法人にこれだけの単価で借りていただければという可能性がもし出た時に既存、僕が50町やっていますから安泰だとか、国はこれ目指しているのですからね、施策の中で。来年度14年度おそらく出てくるのでしょう。中間なんだか機構って。だからそのことを更別村ではその辺はどういうふうに農業委員会として、危惧はする必要はないのでしょけ

議長
農業委員会

れども安定的に小作がされているから良いとは言いながら、あくまでも小作というのは地主さんがいて僕らが年貢を払っているだけの話で、土地はあくまでも本人のものですからね、権利は。それをもしお答えがあればと、議長のお許しがなければあれなのですけれども。

織田農業委員会長、答弁されることがあればお願いします。

織田農業委員会長

今の件につきましては、私も新聞の記事は読みました。

本別町の役員というか会長に今のところ会う機会がないので詳しい内容はわからないのですけれども、記事の中の情報だけで判断しますと、まずあれだけの土地がとりあえずそんなに簡単に準備出来るのかなというひとつの疑問があります。それで、あの中に委託農家ということも確か入ったと思うのですよね。そういう部分を含めての数字かなと思います。今、更別村でいきなりそういう話が出てきたらどうするのかと言われれば、それもちろんと斡旋にかかっていくのであれば問題はないのですけれども、3条というやり方で、法外な年貢を支払って借りる、あるいは土地代を払って買う、こういうことが起きると既存の更別村の農家にとっては大変迷惑なことだと思います。おそらく今の更別村の経営状態の中で、法外な年貢あるいは法外な土地代で農地を拡大していく営農は成り立たなくなっていくのではないかなという気がいたします。

以上です。

はい、終わらせていただきます。

4番松橋議員
議長
1番高木議員

1番 高木さん。

通告に従い一般質問をさせていただきたいと思います。

今回の一般質問につきましては、特産品事業の今後の取り組みについて、お聞きしたいと思っております。特産品開発については、すももは特産品に現在、資源活用という形で使われておりますが、そのような取り組みもしてきました。すももについては更別農業高校、地域の協力のもと、特産品としてある程度認知されてきました。現状ではリキュールの製品化に向け原料の提供も終わり、道の駅ではヨーグルト等の商品化も進められております。すももの開発、すももまつりも開催しピーアールに取り組んでいますし、原材料確保に向けてはすももの里の管理を産業課が行い、整備されております。今後、関係機関と更なる協議、検討を進めて正式な特産品事業として推進していくべきではないかなと考えております。

小豆・金時等の製品については、現在甘納豆として商品化されています。贈答用として結構活用されていますが、製造と販売のバランスに若干の課題があり、在庫管理、販売拡大に向け検討も必要ではないかと考えております。

小麦製品につきましては今、主にうどんに取り組んでいます。現状

議 長
村 長

で小麦製品の新たな取り組みについては難しく、うどん製造の事業を推進していかなければならないと思っております。6月に村より提案されました開発庁舎活用の計画は今のところまだ進んでおりませんが、施設活用とは切り離れた中でうどん事業の推進はやはり進めていかなければならないと考えています。特産品の事業はすぐに結果がでるものではありませんが、継続的に取り組んでいかなければならないと思っております。

村長の考えをお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

岡出村長

特産品事業の今後の取り組みについて、高木議員のご質問にお答えを申し上げます。

本村における農作物等を原料とした特産品の製造、販売につきましては、民間法人や団体等にてご承知のとおり、それぞれ進められております。その中で、じゃがいもにつきましては、つぶつぶでんぷんやポテトチップ等、長く生産、販売が行われてきたところであります。

つぶつぶでんぷんにつきましては、全国的に知られておりまして、ポテトチップにつきましても、大々的ではございませんけれども、25年続いている息の長い製品でありまして、平成24年度におきましては、更別産じゃがいも400トン为原料に4万袋、2,000ケースの製造・販売に至っております。

近年では、豆や小麦の加工製品として甘納豆やうどんをJA・商工会・村及びさらべつ産業振興公社で組織するどんぐり推進部会にて製品化して、販売、一部の商品については、第三セクターである産業振興公社において製造販売を進めております。

また農作物とは別にご質問のとおり、村に昔から親しみのある果物として集約栽培のすもも为原料とした特産品づくりにも、多く取り組みをいただいております。

更別農業高校においては、帯広畜産大学と連携し、帯広信用金庫の支援策等によって「スモモdeパティシエール」、そういった製品の開発、更別産業振興公社では「スモモヨーグルト」や「スモモジャム」などの商品化や販売、更には、地元のお菓子屋さんによるスイーツの製品化や、本年、鹿児島県の老舗酒造会社にて「スモモリキュール」の製造がなされることとなっておりますので、期待を致しております。

しかし、これらの特産品の多くの製品は、行政や公的機関の関わりが高く、製造におけるコスト管理や製造後における流通、販売といった面において、種々課題も多いところでございます。

基本的に特産品の研究・開発から始まりまして、製造・販売によって経営を成り立たせる、売り上げを伸ばすという、一貫した取り組みが重要であると考えているところであります。このようなことから、

議 長
1 番高木議員

今後の村の特産品開発については、これまで行ってまいりましたことを検証し、継続していくことに加えまして、民間法人や団体、グループ、個人において、より特産品の研究・開発・製造・試食会・販売等で意欲を持って取り組める環境づくりを図ることが大切と思っているところであります。

新年度、新たな支援策を講ぜられるよう検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

1 番 高木さん

はい、答弁ありがとうございました。

質問の回数も限られておりますので、2回に分けて、内容を2つに分けて質問していきたいと思っております。

1つ目は、先程松橋議員の方からも農業関係の部分で質問され、色々と答弁していただきまして重複する部分も若干出て来るとは思いますが、その辺はご勘弁いただきたいと思っております。

まずすももに関してですが、去年12月の定例において同僚議員がすももの特産化、農業高校との連携支援について一般質問されまして、色々と村側の方から答弁いただきました。その内容も含めてなのですが、その12月時点から比べて今年に入りすももまつり、すももの実の収穫、あと加工に対する様々な取り組みが行われてきました。鹿児島県の酒造会社のリキュール作り等も含めて方向性が結構見えてきたかなあというような状況の中で、これからどんどん進めていかなければならないかなと思っております。現在、すももに関しては農業推進委員会の方の担当でもなく、どんぐり推進部会の担当でもなく、産業課が独自に管理運営というような状況の中で資源活用という形で今、進められていますので、これを正式に本当に村として特産品として扱っていくのかどうか、その辺の見極めを含めて体制づくりというか、そういうのもやっぱり考えなければならないのかなと思っております。更にはリキュール等の原材料の提供ということを考えていきますと、製品化に向けては今のすももの里での実の収穫では、なかなかきっちりとした製品用の原材料の確保というのは難しく、もう年数も10年以上もう結構経っていますので、製品化に向けての新たなすももの植樹と言いますか、実の確保のための場所を確保していかなければ安定した供給が出来てきかないのかなと、そういう部分も検討がすごく材料になってくる部分でないのかなと思っております。その中で、すももの実を確保するのも5年から10年ぐらいの期間が必要ですので、早い段階で判断をして進めていかなければ、途中で原材料がなければ事業も進められないというようなこともありますので、早い段階で決断をし、進めていかなければならないと思っております。それで先程試験圃の話も出ましたが、現在試験圃の方では芍薬やニンニク、ハウスの方で

は今度タランボの芽ですか、その辺も色々進めていまして、ニンニクも昨日、製品を見せてもらって、うちでも買い取りましたが、まあそれなりの成果も出て量もたくさん取れたということで、進んではいいますが、これをきっちりと販売ルート等を通しながら進めていくというのなかなか難しい部分がまだまだたくさんあるようで、試験圃の活用がこれからまた考えていかなければならないかなと思っております。それで、すももの木を植える場所として、今これほど試験圃の方が進んでいないのであれば、更に農協の中期計画の中に主要3品の他に新たな作物ということを取り上げていますが、まだ明確な方向性が出ていない中、もし試験圃の活用が出来るのであれば特産品に向けての用地確保の面では、すももの里と並んでいますので、正式な製品化に向けての製品用の栽培所というような形できっちりとした管理も含めて進めるというのも一つの方法ではないかなと思っております。更に現在地域おこし協力隊という形で3名の特産品、観光の3名が働いていますが、この方々にも期間があります。この人達がいる間に専門的な活動も十分出来るわけですから、緊急も含めて調査も含めてやっていただければどんどん進んでいくのではないかなと思っております。更にその方向性が出てくればこの3名の方の誰かがその事業を受け継いでやっていくという意志も出てくるのではないかなと思っておりますので、そういうような方向性で体制づくりをしていただければありがたいなと思っております。

更に商工会と関係団体に対する特産品開発については、国・道の補助体制も非常に充実していますし、もし村側で、すももについて特産品で取り組んでいきたいというような方向性が出れば、商工会としても補助金を使った特産品開発に向けての事業をしていくのを今検討しています。それについては商工会独自ではなかなか進めていけませんので、村の方向性が出た時点では、そういうこともちょっと検討していきたいなという話も出ておりますので、是非その部分を検討していただきたい。その中で正式に決まった中では農業推進会議、どんぐり推進部会、産業課、どこが担当していくのか、こういう体制づくりという部分はなかなか今きっちりと明確になっておりません。それであれば新たな部署づくりというか、そういうことも含めて検討すべきではないかなと思っております。その辺について村長の考えをお伺いしたいと思っております。

議
村

長
長

岡出村長

ご承知のとおり村の組織の中でも企画政策課と産業課が特産品づくりについても一本化されてないということがありますので、こうしたことも統一して村民に対してもまた関係事業者に対してもわかりやすい組織に凝らしていかなければならないと考えているところでございます。それからすももにつきましても、私どもは長年にわたって作り

上げてきたものでございますので、今年リキュールの原料として送ってございますけれども、やはり活用は、本当は地元の方々に精一杯活用していただきたい、そして単なる原料の供給だけでは終わらせたくないという気持ちがありますので、その辺も考えて良いすももの原料作り、毎年これは苗の更新から始まりまして取り組んでいかなければならないと思っておりますので、新年度以降もこのすももの製品作りにはちょっと予算をつけて頑張っていきたい。あと、その製品を利用するのはやはり村内の商店、スイーツ製造、飲食業界、色々な面から活用していった欲しいと思っておりますので、先程ご答弁申しましたとおり、その製品作り、試作品作りから試食会も必要でしょう、そしてニーズ調査も必要でありますので、そういった経費、試作品作り等の経費に私どもは支援をしていかなければならないと今事務方の方に指示をしているところであります。農業のTPPの話もありますけれども、この更別村の広大な農地というものは、ものすごく巨額な投資をして作り上げてきたものでありますから、それを更別村である程度、お金の循環と言いましょか、そういう仕組みにしていかなければ、ただ他から来てお金を持っていかれるというような仕組みでは、この地域の発展はないと思っておりますので、特産品作りにおきましてもそのような考えで進めていきたいと思っております。

試験圃の活用のご質問をいただきました。このことについてもすもも製品作りに一部活用するとか、ブルーベリーの圃場を作るとか、色々な面を考えてございますので、また計画案が出来ましたらお示しをして皆さんで検討していただきたいと思っております。

以上であります。

1番 高木さん

すももに関しては地元で出来るだけ活用して資源活用ということをどんどん進めて欲しいというお願いがありましたので、その辺につきましても関係する団体や地元の人達も含めて我々も検討していかなければならないと思っております。

次に現在どんぐり推進部会の方で担当しています特産品ですか、小豆・金時・小麦製品、こちらの方のちょっと質問をさせていただいたのですが、小豆・金時の甘納豆については今、贈答品というような形で使用はされています。ですが製品化に向けては製造するにあたっての数量等も制限もありますし、中々こちらの希望どおりという形にはなかなかいかないのかなとは思いますが、一度に多くの商品を在庫していくわけですが、今年に入りまして結構、消費者の方からご意見が色々聞かれております。どうしても砂糖を使っている部分もあつたりしまして、もう砂糖が溶けているとか、期限がちょっともうない

議 長
1番高木議員

よとか、そういうようなご意見が今年に入って結構多く聞かれています。やっぱりこういうような意見が出るような状況であれば、中々やっぱりちょっと更別村のイメージも悪いですし、売る方としても多分苦労しているんじゃないかなあと思っております。まあ管理の状況も、在庫している所と販売、**商品をもらってもう販売**、店頭に並べている所とまた管理の差もありますし、どの辺に問題点があるのかという部分もきちっと検証していかなければならないでしょうが、やっぱりそういうことも含めて短期間における商品に向けての取り組みと言いますか、やっぱりイベント等でどんどん販売していくとか、プレゼントするでもいいですし、使っていないことにはどうにもならないのではないかと思っております。せっかく製品化したわけですからもっともっとやっぱりPRしながら利用に取り組んでいかなければならないかなと思いますので、その辺はやっぱり再度検討していただけるとありがたいなと思っております。

小麦の製品につきましては、更別ではきたほなみの小麦を使っただけの製品化ということでこうなっています。最近、道内ではパン等に活用が良いと言われていましてゆめちからが注目されていまして、全道でも小麦の製品につきましては、ものすごく需要があって活発に道内で活動が見られております。ゆめちからの製品がいいとかそういうことではなく、まあ更別ではきたほなみが今収穫していますので、それを使った中で進めていくというのはやっぱり変える必要もありませんし、ただ小麦の品種につきましては、今後の農業情勢によっては品種が変わってくる可能性も出てくるのかなと。まあそういう中でも現在、村においてはうどんに特化した中でここ数年取り組んできて、認知度も製品の完成度についても大分上がってきて成果が結構出ているのかなと思っております。この後新たなその広がりを見せる事業化に向けては今ちょっとなかなか進めていませんが、やっぱり何らかの動きと言いますか、活動していかなければならないと思っています。6月の定例会においては村の提案事業の施設については、今進んでいませんが、この施設とは別に製品作りについては継続的に色んな取り組みを進めていかなければ途絶えてしまう可能性もありますし、皆の熱も冷めてしまえば、その先はなかなか進んでいかないと思っております。事業推進に加工施設の整備は重要な状況にあると思います。今、改善センターの調理室で使用していますが、十分施設の整備というのも重要だというのは十分わかってはいますが、まずは小麦のうどんの製品の事業の中身をやっぱりきっちりと方向性を出して頑張っていかなければ次には進んで行かないのかなあと思います。今後、村がずっとこれから進めていくのか、民間に委譲して民間が進めていくのかその方向性によってはまた施設の作り方も変わってきますし、事業の進め方も全然変わってきますので、やっぱりそういう中でやっぱりもっと民

議 長
村 長

間等も含めて方向性と言いますか、そういうのをやっぱりきっちりと出さないことには施設の整備に向けてもなかなか理解が得られない部分も結構あるのかなあとと思います。そういう部分でここまでうどんも進んできましたし、認知度も上がってきました。更に今一步勇気を持って踏み出して先にやっぱり進んで行かなければならないかなと思っておりますが、その辺も含めて村長のご意見をお伺いしたいなと思っております。

岡出村長

現在、小麦・豆の製品づくりを進めているところであります。製品に関しましては私ども様々のご意見をいただいているところであります。このことにつきましては、やはりきっちり消費者ニーズとして言ってくれるのはありがたいことですので、このことは真摯に受け止めて改良に努めていかなければならない、そしてまたそういうふうにしていかなければならないと思っております。

甘納豆もやっておりますけれども、やはり更別村の金時・小豆、これはもう素晴らしい製品だということを内外ともに位置付ける必要があるのです。そのためにもそんなに製品を多く作るのではなくて、素晴らしい製品が更別村に行けばあんな製品が買えるぞというような取り組みが必要ではないかなと思っております。ですから全国に大々的に売り出すとかそういうことはなかなか難しいところはありますので、更別村に行ったら素晴らしい甘納豆が買える、羊羹が買える、そういうようなことが私も必要ではないかなと思っております。小麦につきましてはまた6、7年を周期に品質が変わるので、これはちょっと問題なわけですが、やはり小麦を用いた製品づくりも地道に取り組んで行かなければなりません。そしてやはり基本的には私達の取り組みではなくて、民間の方がこれを引き継いでやっていただける事業展開になれば、私どもは民間で取り組み、また収益を上げ、用途をなしていけるような支援策について私は必要だと思っておりますので大胆にこれに取り組んでいかなければ更別村の発展はないと思っておりますので、先程申しましたとおり製品化に取り組む方々、商工会ともまた検討されているというお話がございましたけれども、私はその分はもう十分支援をしていく、そのことが大切ではないかと思っております。

色々な面でこれからもご提言、ご示唆をいただければありがたいですし、私もそれに答えるような努力をしてまいりたいと思っております。

以上であります。

議長
1 番高木議員

1 番 高木さん

はい、ありがとうございました。

これからの行政、関係団体も含めまして、綿密に打ち合わせをしながら早い段階でと言いますか、スピードアップしながら進めていかなければならないと思いますので、両方で知恵を合わせながら特産品、地域活性に向けて進んでいったら良いかなと思っております。そういう時には、また行政も一緒になって協力していければいいかなと思っています。

議長
議長

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第 12、議員の派遣の件を議題といたします。

10月12日から13日にかけて、札幌市で開催されます札幌さらべつ会総会・懇親会に全議員を、11月8日に中札内村で開催される十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を、11月19日に村内で開催される更別村教育懇談会に議長及び産業文教常任委員会委員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、10月12日から13日にかけて、札幌市で開催されます札幌さらべつ会総会・懇親会に全議員を、11月8日に中札内村で開催される十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を、11月19日に村内で開催される更別村教育懇談会に議長及び産業文教常任委員会委員を派遣することに決定いたしました。

議長

日程第 13、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、村有財産（普通財産である土地）の管理状況について、産業文教常任委員会は、農産品の開発と現状について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行についてそれぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第 7 条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

議

長

(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。
これにて平成 25 年第 3 回更別村議会定例会を閉会いたします。

(14 時 35 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 25 年 9 月 19 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 木 修 一

同 議員 高 橋 清 美